徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会規則

平成２８年４月１日

生物資源産業学部長制定

　（設置）

第１条　徳島大学生物資源産業学部に，徳島大学生物資源産業学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

　（所掌事項）

第２条　委員会は，次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 自己点検・評価及び外部評価（以下「自己評価等」という。）の実施項目，実施内容及び実施方法に関すること。

(2) 自己評価等の実施及びその結果の公表に関すること。

(3) 自己評価等の結果に基づく改善策に関すること。

(4) その他自己評価等に関して必要な事項

　（組織）

第３条　委員会は，次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 教授会から選出された委員長及び副委員長　各１人

(2) 各コースから選出された教授　各１人

(3) 教務委員会，学生委員会及び入学試験委員会の委員長

(4) その他委員会が必要と認める者

２　前項第２号の委員は，准教授又は講師をもって代えることができる。

３　委員長及び副委員長は，第１項第２号の委員を兼ねることができる。

　（任期）

第４条　委員長及び副委員長の任期は１年とする。

２　前条第１項第２号及び第４号の委員の任期は，２年とする。ただし，委員に欠員が生じたときの後任者の任期は，前任者の残任期間とする。

３　前項の委員は，再任されることができる。

　（委員長及び副委員長）

第５条　委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

２　副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代理する。

３　副委員長は，次年度の委員長とする。

　（会議）

第６条　委員会は，委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

　（代理出席）

第７条　第３条第１項第２号及び第３号の委員が会議に出席できないときは，代理の者を出席させることができる。

　（委員以外の者の出席）

第８条　委員会が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，意見を聴くことができる。

　（庶務）

第９条　委員会の庶務は，常三島事務部生物資源産業学部事務課において処理する。

　（雑則）

第１０条　この規則に定めるもののほか，委員会について必要な事項は，委員会が別に定める。

附　則

　この規則は，平成２８年４月１日から施行する。